

新旧对照表

浦安市球技場等管理規則（平成2年教委規則第3号）の一部改正

(下線の部分が改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>(使用者登録)</p> <p>第3条 球技場等を専用使用しようとする者は、あらかじめ浦安市体育施設使用者登録申請書（別記第1号様式）を教育委員会に提出しなければならない。</p>	
<p>2 球技場等を専用使用しようとする者が球技場等において野球、ソフトボール、サッカー又はフットサルとその他の軽スポーツ（5人以上で、競技することを常とするものに限る。以下「フットサル等」という。）をする場合には、専用使用しようとする者は、すべての者が前項の登録を受けた上、野球及びソフトボールにあっては構成員9人以上、少年サッカー（小学生が行うサッカーをいう。以下同じ。）にあっては構成員8人以上、サッカー（少年サッカーを除く。）にあっては構成員11人以上、フットサル等にあっては構成員5人以上を1団体として浦安市体育施設団体登録申請書（別記第1号様式の2）を教育委員会に提出しなければならない。ただし、教育委員会が認めるときは、この限りでない。</p>	<p>(使用者登録)</p> <p>第3条 球技場等を専用使用しようとする者は、あらかじめ浦安市体育施設使用者登録申請書（別記第1号様式）を教育委員会に提出し、<u>浦安市体育施設使用者登録証</u>（別記第2号様式。以下「登録証」という。）の交付を受けなければならない。</p>
<p>3 <u>前2項の規定にかかわらず浦安市公共施設予約システム（以下「予約管理システム」という。）を利用する場合にあっては、予約管理システムへの入力をもって同項の手続に代えるものとする。ただし、減額又は免除の申請を併せて行う場合にあっては、予約管理システムを利用することはできない。</u></p>	<p>2 球技場等を専用使用しようとする者が球技場等において野球、ソフトボール、サッカー又はフットサルとその他の軽スポーツ（5人以上で、競技することを常とするものに限る。以下「フットサル等」という。）をする場合には、専用使用しようとする者は、すべての者が前項の登録を受けた上、野球及びソフトボールにあっては構成員9人以上、少年サッカー（小学生が行うサッカーをいう。以下同じ。）にあっては構成員8人以上、サッカー（少年サッカーを除く。）にあっては構成員11人以上、フットサル等にあっては構成員5人以上を1団体として浦安市体育施設団体登録申請書（別記第1号様式の2）を教育委員会に提出し、<u>浦安市体育施設使用者登録証の交付を受けなければならない</u>。ただし、教育委員会が認めるときは、この限りでない。</p>
<p>4 <u>第2項の登録を受ける場合において、同一人は、同項に規定する競技種目のうち同一種目につき、2以上の異なる団体において登録を受けることができない。</u></p>	<p>3 <u>前項の登録を受ける場合において、同一人は、同項に規定する競技種目のうち同一種目につき、2以上の異なる団体において登録を受けることができない。</u></p>
<p>(使用者登録の承認)</p> <p>第3条の2 教育委員会は、施設の使用者登録を承認したときは、浦安市体育施設使用者登録証（別記第2号様式。以下「登録証」という。）を当該申請</p>	<p>4 <u>前第1項及び第2項の登録証の有効期間は、2年とする。</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>者に交付するものとする。</p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、予約管理システムへの入力により申請があった場合の施設の使用登録の承認にあっては、登録証は交付しない。</u></p> <p>3 <u>登録の有効期間は、2年とする。</u></p> <p>(専用使用の手続)</p> <p>第4条 省略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>予約管理システム</u>を利用する場合にあっては、<u>予約管理システムへの入力をもって同項の手続に代えるものとする。ただし、減額又は免除の申請を併せて行う場合にあっては、予約管理システムを利用することはできない。</u></p> <p>3・4 省略</p> <p>(使用許可)</p> <p>第5条 教育委員会は、前条第1項及び第2項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、球技場等の使用を許可したときは、浦安市球技場等専用使用許可書兼領収証書（別記第4号様式。以下「使用許可書」という。）を当該申請者に対して交付するものとする。ただし、予約管理システムへの入力により申請があった場合の球技場等の専用使用の許可にあっては、使用許可書は交付しない。</p> <p>(使用の取消し)</p> <p>第8条 第5条本文の規定により、使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用許可書に記載された事項の<u>取消し</u>を求めようとするときは、<u>浦安市球技場等専用使用取消許可申請書</u>（別記第5号様式）を速やかに教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>2 省略</p> <p>3 教育委員会は、球技場等の専用使用の取消しを許可したときは、<u>浦安市球技場等専用使用取消許可書</u>（別記第6号様式。以下「<u>取消許可書</u>」という。）を当該申請者に交付するものとする。ただし、予約管理システムへの入力により申請があった場合の球技場等の専用使用の取消しの許可にあっては、<u>取消許可書</u>は交付しない。</p> <p>(利用の制限)</p>	<p>(専用使用の手続)</p> <p>第4条 同 左</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>浦安市体育施設予約管理システム</u>（以下「<u>予約管理システム</u>」という。）を利用する場合にあっては、<u>予約管理システムへの入力をもって同項の申請の手続きに代えるものとする。（減額又は免除の申請を併せて行う場合を除く。）</u></p> <p>3・4 同 左</p> <p>(使用許可)</p> <p>第5条 教育委員会は、前条第1項及び第2項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、球技場等の使用を許可したときは、浦安市球技場等専用使用許可書兼領収証書（別記第4号様式。以下「使用許可書」という。）を当該申請者に対して交付するものとする。ただし、予約管理システムにおいて、入金予約機以外での申請について球技場等の専用使用を許可したときは、使用許可書は交付しない。</p> <p>(使用の取り消し)</p> <p>第8条 第5条本文の規定により、使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用許可書に記載された事項の<u>取り消し</u>を求めようとするときは、<u>浦安市球技場等専用使用取消し許可申請書</u>（別記第5号様式）を速やかに教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>2 同 左</p> <p>3 教育委員会は、球技場等の専用使用の取り消しを許可したときは、<u>浦安市球技場等専用使用取消し許可書</u>（別記第6号様式。以下「<u>取消し許可書</u>」という。）を当該申請者に交付するものとする。ただし、予約管理システムにおいて入金予約機以外での取り消し申請について球技場等の専用使用の取り消しを許可したときは、<u>取消し許可書</u>は交付しない。</p> <p>(利用の制限)</p>

(下線の部分が改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>第12条 教育委員会は、次の各号の<u>いずれかに</u>該当する者については、使用若しくは入場を断り、又は退場させることができる。 (使用許可の取消し等)</p> <p>第13条 教育委員会は、次の各号の<u>いずれかに</u>該当すると認めたときは、使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止することができる。</p> <p>第2号様式 (第3条の2第1項)</p> <p>第5号様式 (第8条第1項)</p> <p style="text-align: center;"><u>浦安市球技場等専用使用取消許可申請書</u> 省 略</p> <p>第6号様式 (第8条第3項)</p> <p style="text-align: center;"><u>浦安市球技場等専用使用取消許可書</u> 省 略</p> <p>附 則</p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p>1 <u>この規則は、令和8年1月1日から施行する。</u></p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p>2 <u>この規則の施行の日前に改正前の浦安市球技場等管理規則に基づく登録証の交付を受けている者の登録の有効期間は、改正後の第3条の2第3項の規定にかかわらず、令和9年12月31日までとする。</u></p>	<p>第12条 教育委員会は、次の各号の<u>一に</u>該当する者については、使用若しくは入場を断り、又は退場させることができる。 (使用許可の取消し等)</p> <p>第13条 教育委員会は、次の各号の<u>一に</u>該当すると認めたときは、使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止することができる。</p> <p>第2号様式 (第3条第1項)</p> <p>第5号様式 (第8条第1項)</p> <p style="text-align: center;"><u>浦安市球技場等専用使用取消し許可申請書</u> 同 左</p> <p>第6号様式 (第8条第3項)</p> <p style="text-align: center;"><u>浦安市球技場等専用使用取消し許可書</u> 同 左</p>